

大阪府附属機関条例（抄）

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府森林等環境整備事業評価審議会	森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備として実施する災害の防止及び暑熱環境の改善に係る施策（当該施策に必要な財源を確保することを目的とした個人の府民税を財源とするものに限る。）に係る事業の評価についての調査審議に関する事務